

## 1. 件名

(仮称) 湖南省ふるさと寄附条例などについて

## 2. 趣旨

平成 20 年 4 月 30 日に「ふるさと納税制度」を盛り込んだ改正地方税法が国会で成立した。

ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献または応援をしたいという方々の思いを実現する観点から、地方公共団体等に対する寄附金制度を見直し、寄附金の一部を所得税と合わせて控除しようとするものである。

また、寄附先は、出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、「故郷への恩返し」という面と、「好きな地域を応援する」という側面も持っている。

湖南省においても、これを受けて、(仮称) 湖南省ふるさと寄附条例、(仮称) 湖南省ふるさと応援基金条例の整備をする。

## 3. 条例の内容

### (1) (仮称) 湖南省ふるさと寄附条例

ふるさと納税による寄附金を受入れるために、(目的、事業区分、管理運用、使途指定、適用除外、運用状況の公表などを定める) 分野別に寄附を受けることなどを内容とする。

### (2) (仮称) 湖南省ふるさと応援基金条例 (新設、または既存の条例の活用)

受け入れた寄附金を各分野の事業に積立・活用するための基金  
(設置、積立、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分などを定める)

## 4. 条例提案時期

平成 20 年(2008 年) 9 月議会 (予定)

## 5. 条例施行時期

平成 20 年(2008 年)10 月 1 日 (予定)

## 6. 問い合わせ先

総務部企画財政課

TEL:0748-71-2317